

第3回県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会概要議事録

開催日時：平成28年1月20日（水）

開催場所：盛岡市総合福祉センター 1階レクリエーション室

開催時間：午前10時00分から午前11時26分

出席者：別添名簿のとおり

傍聴者：一般傍聴者 1名，報道機関 4社

- 次第：1 開 会
 2 あいさつ
 3 報 告
 第2回検討委員会での確認事項について
 4 協 議
 (1) 第1次選定（案）の検討について
 (2) 候補地評価方法の検討について
 (3) 次回（第4回）検討委員会について
 5 そ の 他
 6 閉 会

会議結果・要旨：

発言者	内容
事務局	1 開 会 事務局から開会を宣言する。
伊藤事務局長	2 あいさつ －協議会長代理あいさつ－
事務局	委員会の成立 委員10名全員出席。設置要綱第6第2項の規定に基づき委員会成立。
事務局	3 報 告 要綱第5第2項の規定に基づき委員長の進行による。 (1) 第2回検討委員会での確認事項について －事務局から参考1に基づき説明を行う－
渡邊委員	ケースCは、随分時間や回数がかかっていると思う。第5回委員会から第

事務局	<p>9回委員会の間というのは抜けているのか。どのように考えればよろしいか。</p> <p>この期間で継続して協議がなされて、数回にわたってエリアが決定されています。</p>
中澤委員長	<p>ケースAで「余熱利用施設，地元還元施設のあり方等を検討し付帯意見としてとりまとめ」で，3回の委員会が行われているが，最終2箇所を選ぶ協議も含めたものか，記載にある内容，付帯意見のとりまとめだけで委員会を開催したのか。</p>
事務局	<p>付帯意見のとりまとめ前に中間報告があり，ここで大体の候補地が絞り込まれております。それをもとに，この付帯意見を取りまとめで最終2箇所を最終報告したという流れになっております。</p>
中澤委員長	<p>今回，本委員会で，このケースAみたいな形で付帯意見をつけるかどうかというのを前にも質問したと思うが，このケースの場合は各候補地に関して，それぞれ余熱利用施設，あるいは地元還元施設をつけたのか，それとも最終的な候補地に共通として施設に関する付帯意見が出たのか。</p>
事務局	<p>付帯意見につきましては，最終候補地2箇所のどちらが選ばれても使えるような付帯意見がつけられています。</p>
千葉委員	<p>ケースCの場合，環境アセスに時間がかかったということなのか。その環境評価のところは時間がかかって，まだ施設ができないということなのか。</p>
事務局	<p>ケースCの環境アセスは，期間は1年間で，その後，評価報告の取りまとめまでに8月から翌3月までかかっています。環境アセスの調査自体に時間を要したというわけではないようです。</p>
千葉委員	<p>そこの環境アセスをもう一度調査し直したということではなくて，そのまま通ったということなのか。</p>
事務局	<p>その後の経過は公表されておらず，今年度の動きは確認しておりません。</p>
千葉委員	<p>ケースCに関しては協議される状況が残っているということか。</p>

事務局	<p>ケースCは、平成26年度末で報告書を取りまとめておりますので、今年度は、設計などの業務に取りかかっていると思われま</p>
事務局	<p>4 協 議 (1) 第1次選定(案)の検討について — 事務局から資料1に基づき説明を行う —</p>
中澤委員長	<p>「5. 調査対象除外要件の設定(追加)」までの説明があったが、「3. 整備可能地域の抽出」と、「4. 調査対象地域の抽出」ということに関しては、地図をスクリーンで示したということで終わりになるのか。</p>
事務局	<p>整備可能地域が残ったというのをお示しいたしまして、前回決めていただきました3ha以上の面積要件をかけたのが、次の地図になります。(スクリーンで説明) 前回決定分までの調査対象地域については、資料1-3でお示しています。</p>
中澤委員長	<p>特に、「5. 調査対象除外要件の設定(追加)」のところ、委員会でどう判断するかということ、協議するということ、よろしいか。</p>
事務局	<p>「3. 整備可能地域の抽出」の結果について資料1-3でお示した形になっております。途中反映されていない部分もあり、完全ではございませんが、進め方についても確認をいただきたいと思</p>
笹尾副委員長	<p>「5. 調査対象除外要件の設定(追加)」の「(2) 構造物要件」では、「避けることのできない構造物等がある」に該当する住宅・商工業施設等の建築物」ということで、「等」が構造物と住宅・商工業施設の両方についているが、具体的に想定されていることがあれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>「等」という記載をしていますが、建物は、例えば住宅あるいは大きな公共施設がある場合は、避けなければならないだろうと考えております。</p> <p>また、そこに例えば付随して駐車場など、現に活用されている状態であれば、構造物は無くても、実際には避けなければならないと考えております。</p>
笹尾副委員長	<p>「商工業施設等」の「等」というのは、公共施設もここに入れて考えると</p>

事務局	<p>いうことでよろしいか。</p> <p>はい、そうです。現に使用されているような建物は避けなければならないと考えています。</p>
柿木委員	<p>「5. 調査対象除外要件の設定（追加）」の「(1) 地形要件」にある傾斜15度超とは、イメージでは愛宕のホテルの坂が15度ぐらいあると思うが、この網をかけると、調査対象地域がほとんどは無くなる感じがする。</p> <p>それから、資料2-2の重要要素の「⑨候補地選定の合意形成」を図る上で、ある程度高台でなければ合意形成は難しいと思う。従って、現実的には15度ぐらいのところに建物があるということがあれば、この要件をもう少し緩和してはと考えるが、いかがか。</p>
事務局	<p>傾斜15度超の箇所は、面積的には広がっておりますが、その前の段階の法規制で回避されている部分が多くなっております。現在、調査対象地域は盛岡市全体の約40%あり、それに傾斜15度超と構造物の要件をつけ加えますと、大体半分になります。その中から不整形な部分を除外していくというような作業を行い、最終的には20%前後が調査対象地として出てくるかと考えているところでございます。</p> <p>ただ、委員のご指摘につきましては、実際どういう場所が除かれるかは、正式なデータが出た上で作業する形になりますので、今回は提案させていただきませんが、それが絶対かどうかについては、ご心配されている部分もあるのかなと考えています。</p>
中澤委員長	<p>平均傾斜15度超というのは、あくまでも傾斜が15度超の斜面を除外するというので、その上の高い平地に関しては対象から除外しないという考えでよろしいか。</p>
事務局	<p>はい。高台の上の部分は、例えば、15度以下の傾斜で3ha以上の敷地が確保できるような場所については機械的に調査対象地域に入るような形になっています。</p>
佐々木（由）委員	<p>構造物の要件で、非常に適したところに住宅が1軒、2軒ある場合も、全く対象としないと考えるのか。非常にいい立地条件であれば、立ち退きの必要はあるが、1戸、2戸のご理解をいただければ最高の場所になるものも除外したいのか。</p>

事務局	<p>現在、構造物がある部分を除いて、調査対象地域を抽出する作業を進めているところでございます。</p> <p>委員のご指摘は、対象地内に家が1, 2軒あって、周りは非常に立地に適しているような箇所が出てきた場合ですが、例えば、周囲で3ha以上あるような場所は、家は除かれますが、その周辺が対象地として出てくるということでございます。そのような可能性は高いと思われ、ほかの自治体では1軒、2軒では対象地にしている例もあり、個別に検討いただきたいと思えます。</p>
佐々木（由） 委員	<p>例えば、3haの箇所から少し離れたところにある住宅も立ち退きの対象としてもよいではないか。今の適地内の少ない住宅等について、立ち退きも含めて検討するような文面、立ち退きも可能だとする文面にしてはと思う。</p> <p>そうでないと、山の中の傾斜15度超や、いろいろな自然環境等で除外されるために、最良の適地を選ぶとは言えないのではないか。ある程度は、立ち退きの了解があれば、候補地として挙げられると読めるような文章にしていたらと思う。</p>
事務局	<p>今のご意見につきましては、事務局でも内容を含めて検討させていただき、また、検討委員会の中でも今後ご協議させていただきたいと考えています。</p>
中澤委員長	<p>それでは、協議事項1に関しては、追加の除外要件についてと、調査対象地域の抽出に関しては了承ということではよろしいか。ただし、まだ暫定データによる抽出であり、埋蔵文化財のデータも反映されていないので、正式なデータによる抽出結果を第4回検討員会で示すという条件で、今回の抽出結果に関しては委員会としてはよろしいか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>(2) 候補地評価方法の検討について</p> <p>— 事務局から資料2に基づき説明を行う —</p>
笹尾副委員長	<p>参考要素の「⑩近接する水源の有無」について、今回のケースは、焼却施設の想定で、恐らくクローズというか、水自体は出ないものである。それにも関わらず、水源の有無を評価に入れるというのは、どのように捉えたらいいのか。処分場の場合は、当然水源の問題は極めて重要だと思うが、今回この評価項目を入れられた考えがあれば教えていただきたい。</p>

事務局	<p>施設自体は、クローズする形と考えております。水源の項目ですが、廃棄物関連施設の場合にはこういう評価も検討されており、事務局としては、他の事例も参考に作成しております。</p> <p>例えば、水源が限りなく近いところで建設する際に、そこが不向きになる場合を考え、ここには記載させていただいております。</p>
笹尾副委員長	<p>工事中の影響を考慮されているということか。将来的に、処分場を隣接させると想定しているというわけではないということによろしいか。</p>
事務局	<p>今、私どもの考えている施設はあくまでも焼却施設ということで検討、予定しているものでございます。</p>
柿木委員	<p>公園整備の影響で、地下水が公園内に出てきたという例がある。焼却施設の工事に伴って、そういうトラブルもあり得るので、この項目があり安心した。そういう点でも地下水は考慮してほしいと思う。</p>
中澤委員長	<p>「⑩搬入道路の集落通過」については、判断基準が3つに分かれているが、これは実際に広域ブロックに入っている市町村からごみを運ぶときに通過する集落全てをカウントするという事なのか。</p>
事務局	<p>搬入道路につきましては、主要道路から施設の敷地までアクセスする道路の間に集落がどのような状態で張りついているかを想定しております。</p>
中澤委員長	<p>主要道路というのは、ここに書いてある国道、県道を想定して、そこから施設までのドライブウェイということになるということなのか。</p> <p>その主要道路をどこまで対象にするのか。例えば市道はどうか。あくまでも主要道路というのは、国道と県道だけなのか。</p>
事務局	<p>この検討項目は空欄になっておりますが、実際に、範囲をどうするか、一部集落、相当規模の集落の区分をどうするか、また、主要道路からの形にするのか、あるいは、単純に半径何キロ以内という方法がいいのか、改めて事務局としても検討させていただきたいと思っております。</p>
中澤委員長	<p>まずは評価項目についていろいろな意見を出して、評価基準については、これから事務局も案を出されていくと考えてよろしいか。</p>

事務局	はい。
中澤委員長	<p>「⑭土地利用の現況」と「⑮構造物等の有無」について、土地がほとんど利用されていないというのは、構造物があった場合は土地利用がされていると考えるということによろしいか。⑭と⑮の関係になるが、あくまでも、「⑭土地利用の現況」というのは、田畑に使われているということを尊重していくということか。</p>
事務局	<p>今回、「⑮構造物等の有無」で、現に使われている、「避けることができない構造物等がある」ものについては、除外する形で進めたいと考えています。そこで残るのが、それ以外で現に利用されているものということで、「⑭土地利用の現況」としては、田畑というものを例示しております。</p>
中澤委員長	<p>では、構造物があった場合でも、「構造物等があるが、避けることは可能」という判断基準で評価をするということか。</p>
事務局	<p>構造物については、例えば、壁のない小屋、田畑の脇にあるような簡易な建物は、建築物には該当しないこととしております。住居等の建物は除外しますが、現に人が住んでいない、物置のようなものにつきましては、構造物からは除かれる形になると思っております。そうすると、この⑮の「構造物等があるが、避けることは可能」という判断基準に該当する部分は出てくると思っております。</p>
千葉委員	<p>「⑩搬入道路の集落通過」と「⑮構造物等の有無」に関して、集落や住宅があれば当然子供たちがいる可能性があり、義務教育の場合は、ほとんど毎日通学する。そうすると、最終搬入道路に運搬車両が集約し、通学に使うような道路に多くの車両が通ることが考えられる。</p> <p>この「⑩搬入道路の集落通過」と「⑮構造物等の有無」については、参考要素から重要要素に移してほしいという意味ではないが、かなり重要な要素として考えていただきたい。</p>
事務局	<p>今回、6施設を1施設に集約するということに伴って中継施設を作り、大型10トン車で運ぶということがございます。単純に全ての車がそこに集まるものではないのですが、委員のご指摘のとおり、それぞれの施設に運ぶ収集運搬車両が1施設に集中し、通行車両が若干増えるかと思えます。</p>

<p>佐々木 (忠) 委員</p>	<p>その周辺の集落への通過という部分につきましては、事務局としても検討させていただきたいと思っております。</p> <p>第1回検討委員会で、ごみ処理施設を作る場合の交通は、このような車社会において大変な交通量になるのではという心配をし、事務局に伺いを立てた。このアクセスの関係で、搬入する場合の交通量がどれくらいになるかの見通しを立てていただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>広域化基本構想では、こういった収集運搬作業の部分についても検討しております。事務局としまして、このことにつきまして、できるだけ負担をかけないような形を検討させていただきたいと考えています。</p>
<p>佐々木 (由) 委員</p>	<p>「⑭土地利用の現況」で、水田や草地の利用されている場所は評価が落ちるように見えるが、現在、しっかりと稲や、牧草を作ったりして利用しているという項目がない。いろいろな法律の中で認められるものは、土地利用の変更があるとしているので、その項目がないとおかしい。</p> <p>「⑮構造物等の有無」は、先ほど検討していただくことになったが、立ち退きが必要な場所で立ち退きの理解が得られるとか、一部必要だが了解が得られるとかという項目がないと、片手落ちになるので、検討をお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回までにこの部分については、検討させていただきたいと考えています。</p>
<p>稲森委員</p>	<p>「⑥運搬経費の経済性」は、ほかの項目の判断基準に比べて、ここだけ「一番安い」という表現が使われているが、ある程度の範囲（平均値に対して何%ぐらい）として認めるような形がよいと感じた。</p> <p>「④地質」は、地盤の部分でどう評価し、どう差をつけるのが難しいと思う。岩石とか堆積物の名称だけで判断するのは難しいと思った。</p> <p>基本要素の「②地形」と「⑬土地造成の容易性」の関係性で資料の中でもコメントがあるが、「②地形」と「⑬土地造成の容易性」の基本的な考え方をどう区分し、「②地形」はこれを、「⑬土地造成の容易性」はこれを評価するという明確さが必要ではないかと思う。例えば、「⑬土地造成の容易性」について、ここに開発投資という言葉が出ているので、そういった経費的などころにしておくのかといった違いを明確にできればと感じた。</p>
<p>事務局</p>	<p>「⑥運搬経費の経済性」につきまして、候補地選定の過程で考えたときに、この「一番安い」という言い方が確かに余り適切ではないと思います。</p>

<p>中澤委員長</p>	<p>「④地質」と「⑬土地造成の容易性」につきましても、次回までに事務局として検討させていただきたいと考えています。</p> <p>基本、重要、参考という形で、評価項目が3つの要素に区分されており、判断基準を示した内容に従って、区分が変わる可能性はあるが、今回は事務局が提案している評価項目の3つの区分でよろしいか。</p> <p>もう1つは、評価項目、判断基準についてご意見を出していただき、事務局でこれを検討するということだが、その他評価すべき項目については、今後、委員の方々から提案していただくということでもよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。評価項目、基準等については、今後、使用して行くこととなりますが、精度を高めるためにも、その都度ご意見を聞きながら改善する方向で対応していきたいと思えます。</p>
<p>佐々木（忠） 委員</p>	<p>搬入道路について、既存の農道や市道を通るには、通学路など様々な場面でご理解をいただかなければならない。道路新設の必要性という項目が入ったらよいのではないか。例えば、八幡平市の県最終処分場は、県道整備を前提での了解事項である。既存の農道や市道ではなく、国道、県道を通して末端には、道路の新設でOKとする項目があれば、地域住民とすれば非常に理解しやすい評価項目になるのではないかと思うので、検討をお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>その部分につきましても検討させていただきたいと考えています。</p>
<p>笹尾副委員長</p>	<p>今回の検討委員会で、事務局案が提示される評価区分は3段階に統一するのか。以前も申し上げたが、「⑨候補地選定の合意形成」は、住民の理解を得ている、得ていないという判断は、なかなか明確にはできないと思うので、例えば、「十分に得ている」、「ほぼ得ている」、「得られていない」という3段階を検討されるとよいと思う。</p> <p>全体を見渡すと、比較的事務局で候補地を見て評価できる部分が多い印象を持っている。その意味では、例えば、どのように評価するのかは検討されると思うが、仮に各委員で評価する場合に、委員の主観によって変わる部分は、少ない感じがする。変わってくるのは、それぞれの評価項目に対する重み付けの部分が恐らく一番変わってくるのではないかと予想している。</p> <p>基本、重要、参考の3区分は、事務局で評価の重み付けというのを意識されたと思うが、今回の検討委員会で、この区分については了解が得られているので、大枠ではよいと思う。では、その個々の評価項目の①から⑯ないし</p>

	<p>⑰になった場合は、評価ウエイトを1つに決めてしまうのではなく、幅を持たせて、例えば各委員で決める場合には、その幅の中で評価ウエイトを変えられるような仕組みを検討されるとよいと思った。</p>
事務局	<p>基本要素が幾らで、重要要素が幾らというようなことではなく、それぞれの評価、あるいは検討項目を踏まえて、1つずつ委員の皆様に点数づけの確認を含めて、次回検討していただきたいと考えております。</p>
中澤委員長	<p>それでは、今回寄せられた委員の方々の意見を踏まえて、事務局で検討していただき、次回に提示をしていただきたいと思います。それで、また委員の方にいろいろとご意見を出していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>(3) 次回(第4回)検討委員会について — 事務局から資料3に基づき説明を行う —</p>
中澤委員長	<p>「選定方針及び条件等の設定」というのは、具体的に何を指しているのか。今回検討した評価項目、判断基準ということなのか。</p>
事務局	<p>はい、今回の協議2を引き続き検討していただくということです。</p>
中澤委員長	<p>何かご質問等ありましたら、お願いします。 もし、ないようでしたら、予定された協議内容は以上で終わりますので、以後の進行は事務局でお願いします。</p>
	<p>5 その他 — 質疑なし —</p>
事務局	<p>6 閉 会 事務局から閉会を宣言する。</p>

11 : 26 終了 (以上)